

## 契 約 書 (案)

社会復帰サポート喜連川株式会社（以下「甲」という。）と ◎◎◎◎◎◎  
（以下「乙」という。）は、液化石油ガス（以下「L P ガス」という。）の供給について、  
下記のとおり、この契約（以下「本契約」という。）を締結する。

### 記

#### （目 的）

第1条 乙は、別紙仕様書に基づき、喜連川社会復帰促進センターで使用するL P ガスを、  
「液化石油ガスの保安の確保と適正化に関する法律」及び関係法令に則り、需要  
に応じて継続的に供給するものとし、甲は乙にその対価を支払うものとする。

#### （用語の定義）

第2条 本契約において使用する用語の定義は、次のとおりとする。

- ①ガス供給設備 ……特定供給設備と消費設備を総称してガス供給設備という。
- ②特定供給設備 …… バルク容器（2,900kg）×1基、気化装置×1基、調整器、  
ガスメーター及びガスメーターの出口までの導管並びにそれらの附属施設を  
いう。
- ③消費設備 …… ガスメーターの出口から施設内のガス器具までの、導管を含む使  
用設備をいう。
- ④ガスメーター …… 料金算定の基礎となるL P ガス使用量を計量するために用  
いられる計量器をいう。
- ⑤バルク容器 …… 道路上に停車したバルクローリーからホースを接続し、無線ス  
イッチなどの遠隔操作によって液送ポンプを駆動し、直接L P ガスを充填す  
る容器をいう。
- ⑥バルクローリー ……L P ガスをバルク容器に充填する設備を備えた車両をいう。

#### （乙によるL P ガスの供給）

第3条 乙は、甲の設置する特定供給設備を使用して、常時L P ガスを供給できる態勢を維  
持し、安全にL P ガスの必要量を供給する。

#### ＜甲の設置する設備の表示＞

- ア) バルク容器（2,900kg）×1基（厨房及び厨房以外の2系統）
- イ) 気化装置 ×1基（厨房以外の1系統）
- ウ) 附属機材一式

#### （対 価）

第4条 第1条のL P ガスの平成19年◎月メーター検針分単価は◎◎◎. ◎円/m<sup>3</sup>とし、

以後毎月原料価格調整をし、決定することとする。消費税は別途請求とする。

1. 原料価格調整はサウジアラビアの前月プロパンガス CP 価格(ドル建て) / tに前々月 16 日から前月 15 日までの平均円為替レートを乗じた値の差とし、その差を円 / m<sup>3</sup>に換算し、加減するものとする。この場合産気率は◎. ◎◎◎とする。
2. 請求単価は小数点第 2 位で四捨五入するものとする。
3. 万一サウジアラビアの価格決定方式の変更及び、CP 価格以外の要因で大幅に価格が変動した場合は甲乙両者協議の上決定することとする。
4. 乙は毎月第一営業日までに当月の原料価格調整差及び当月請求単価を文書で知らせることとする。

(代金の請求・支払い)

第 5 条 乙は、毎月末のガスメーターの検針に基づき算定し、甲の確認を受けた LP ガスの納入数量について、支払請求を行うものとする。

- 2 請求金額は、納入数量に前条に定める単価を乗じ、これに消費税相当額を加算した額とする。
- 3 甲は、適法な乙の支払請求書を受領したときは、受領した日から起算して 30 日以内に乙の指定する金融機関の口座に振込送金により代金を支払うものとする。なお、振込に要する手数料は乙負担とする。

(ガス供給設備の所有区分と費用の負担)

第 6 条 ガス供給設備は、特定供給設備及び消費設備の双方について、甲が設置するものとし、その所有権は甲が有する。

(ガス供給設備の管理責任)

第 7 条 ガス供給設備は、甲の責任において管理するものとする。

2. 乙は、特定供給設備については 2 ヶ月に 1 回 (年 6 回) の点検を行い、消費設備については年 1 回の調査を行う。
3. 前項に定める点検・調査のほか、乙は法令の定めるところにより、以下に定める検査及び緊急時の応急措置等の保安責任を負うものとする。但し、甲の承諾が得られないことにより検査ができなかった場合等、乙の責に帰すべき事由以外の事由により甲に生じた損害については、乙は賠償の責を負わないものとする。
  - ① 供給開始時点検・調査 … LP ガスの供給開始時に行うガス供給設備の点検調査。
  - ② 緊急時対応 … LP ガスによる災害が発生、または発生する恐れがある場合、甲又は第三者からその事実を通知され、これに対する措置を講じることを求められたとき、または自らその事実を知ったときに、速やかに講じる措置。
4. 乙が、ガス供給設備の維持管理のため、喜連川社会復帰促進センターの敷地内に立ち入る必要がある場合、あらかじめ甲にその旨を連絡し、立入場所・日時等について、協議の上決定するものとする。
5. 乙が本条第 2 項及び第 3 項の点検等を行ったときは、その結果について、報告書により速やかに甲に通知するものとする。

(損害の賠償)

第8条 乙によるガス供給設備の点検又は調査の不備に起因又は関連して、甲に費用又は損害が発生した場合、乙は、当該費用又は損害を負担するものとする。

(履行不能)

第9条 乙は、自己の責に帰し難い事由により、本契約の履行ができない場合には、その事由を明らかにした書面をもって遅滞なく甲に申し出なければならない。

2 乙は、自己の責に帰する事由により、本契約の履行ができない場合において、甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(契約の解除)

第10条 甲及び乙は、相手方が本契約の条項に違反し、相当の期限を定めて催告したにもかかわらず、なお是正しない場合は、本契約を解除することができる。

(協 議)

第11条 本契約に定めのない事項の発生及び社会経済情勢の変化で前記各条に協議の必要が生じた場合は、甲乙双方が誠意をもって速やかに解決に努めるものとする。

(契約有効期間)

第12条 本契約の有効期間は、平成19年 月 日から平成19年 月 日までとする。

本契約の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成19年 月 日

甲 東京都渋谷区神宮前一丁目5番1号  
社会復帰サポート喜連川株式会社  
代表取締役 小河原 俊二

乙 ○○○○○○○○○○○○○○○○○  
○○○○○○○  
○○○○○ ○○ ○○